

「いばらきシニアカード」はお持ちですか

県では、高齢者の皆さんが積極的に外出することで、健康増進やひとり暮らしの方の引きこもり防止につながるよう、優待カード「いばらきシニアカード」による高齢者優待制度を実施しています。

協賛店舗でカードを提示することで、料金割引やポイント加算などの特典を受けることができます。ぜひ、ご活用ください。

対象	市内在住の65歳以上の高齢者
申込方法	本人確認できるもの（運転免許証・健康保険証など）を持参して、市役所長寿福祉課または各支所の窓口にお越しください。



申込・問 長寿福祉課 高齢者支援 G ☎ 52-1111 内線 175

「いばらきシニアカード」の協賛店舗を募集しています

協賛店舗には、約3,700店舗が登録しており、カードをお持ちの高齢者の皆さんに様々な優待サービスを提供しているほか、「高齢者に優しいお店・施設」として、日常的な声かけなども協力しています。

地域、企業、行政が一体となって高齢者を支え合う社会をつくるため、ぜひ協賛店舗への登録をお願いします。

○登録方法 茨城県福祉部 長寿福祉課へご連絡ください。

問 茨城県福祉部 長寿福祉課 長寿企画・援護G ☎029-301-3326

利用していない緊急通報装置は廃止の手続きが必要です

市では、おおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方などに、緊急時にボタンひとつで消防署へ連絡できる緊急通報装置を貸与しています。

利用者の方が施設に入所したり、お亡くなりになったなど、緊急通報装置を利用しなくなった場合は、廃止の手続きが必要になります。

手続き先	長寿福祉課または各支所
------	-------------

【注意】

廃止の手続きをしないで機器を取り付けたままにしておくと、電池切れや誤報などのメッセージが消防署へ入ってしまいます。

利用していない緊急通報装置がご自宅にある場合は、早めに廃止手続きと機器の返却をお願いします。

申請・問 長寿福祉課 高齢者支援 G

☎ 52-1111 内線 175

山方支所 ☎ 57-2111 美和支所 ☎ 58-2111

緒川支所 ☎ 56-2111 御前山支所 ☎ 55-2111

要介護の方の税の障害者控除には認定書が必要です

65 歳以上で介護保険の要介護・要支援認定を受けている方のうち、一定の基準を満たしている方は、税の障害者控除の対象となる場合があります。この控除の適用を受けるには「障害者控除対象者認定書」が必要となりますので、下記へ交付申請をしてください。

申請方法	長寿福祉課または各支所の窓口へ直接
申請期限	令和7年2月28日(金)

※すでに認定書の交付を受けている方は、その認定書を使用できます。（著しく心身の状態に変化がなければ今回申請の必要はありません。）

※障害者手帳をお持ちの方は、認定書の交付を受ける必要はありません。

申請・問 長寿福祉課 介護保険 G

☎ 52-1111 内線 176